



新富町告示第160号

簡易公募型プロポーザル方式に係る公告

新富町総合交流センター図書館作業業務委託の受託事業者を以下のとおり募集するので公告する。

令和 8年10月14日

新富町長 小 嶋 崇 嗣



1 目的

新富町総合交流センターは、幼児から高齢者までの幅広い町民を対象に、多様な講座や教室を提供し、より多くの方々がいきいきと学習や交流に取り組む施設となっている。さらに、新富町が進める読書を通じた人づくりのために図書館を充実させることなど、生涯学習や人の交流を活性化することを目的としている。

それぞれが自分の時間を過ごす中で「出会いが生まれる、みんなの居場所」となることが期待されている。

本公告は、図書館の管理等作業業務について、民間事業者等の能力を活用することにより利用者に対するサービスの向上と効率的な運営を図るため、その受託者を簡易公募型プロポーザルにより選定するための必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 新富町総合交流センター図書館作業業務委託
- (2) 業務内容 別紙「新富町総合交流センター図書館作業業務委託仕様書」による。
- (3) 履行期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで
履行期間には開館に伴う準備を含むものとする。閉館に伴う原状回復に要する期間は関係者協議の上決定することとする。
- (4) 委 託 料 85,200,000円以内（消費税及び地方消費税を除く。）
なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

3 受託事業者選定方法

簡易公募型プロポーザル方式

4 プロポーザル参加資格の要件

プロポーザルの参加資格は、参加表明書の提出期限において以下の要件をすべて満たすものとする。
なお、プロポーザル参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続（更生手続開始の申立て以後の手続をいう。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (4) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受けた者でないこと。又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 民事保全法（平成元年法律第91号）の規定に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと認められる者でないこと。
- (6) 新富町発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱（平成 12 年新富町告示第 3 号）第 2 条に該当する者でないこと。
- (7) 納税義務に対し、完納していること。
- (8) 公告の日から提案書提出期限日までの間において、新富町より入札参加資格要綱第14条の規定による指名停止を受けていないこと、及び国の機関又は事業者の本店、支店及び営業所等の所在地における都道府県知事からの入札参加資格停止等の措置を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 蔵書冊数（10万冊以上）又は新富町と同等以上の人口規模の公立図書館等において本業務と同種の受託実績を有すること。

5 プロポーザルの参加条件

参加を希望する者は、「新富町総合交流センター図書館作業業務委託簡易公募型プロポーザル資料作成要領」に掲げる書類を生涯学習課に提出しなければならない。

6 参加表明書及び提案書の不受理等

次のいずれかに該当する場合、新富町は参加表明書及び提案書を受理しない。

また、新富町は、次のいずれかに該当することが明らかとなった場合、応募を取り消すことがある。

- (1) 本公告に指定する提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の内容が記載されているもの。
- (6) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) 審査結果に影響を与える工作を行う等、プロポーザルの公正な執行を妨げたとき。

7 選定にあたっての評価方法及び評価項目

プロポーザルを選定するための評価項目は、次に掲げるものとし、新富町総合交流センター図書館作業業務受託事業者選定委員会設置規程（平成 30 年 10 月 9 日）第 1 条に規定する新富町総合交流センター図書館作業業務受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が評価する。

なお、審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

(1) 資格審査

本公告の「4 プロポーザル参加資格の要件」に記載するすべての要件に適合しているかどうかを書類審査し、適合している者には資格審査通過者として提案書の提出を要請する。

(2) 評価方法

提案書及びプレゼンテーションにより、新富町の提示する仕様書等の要求水準に対して提案内容がすべて充足している事業者について、下記（3）の評価項目に沿って審査する。

審査は各委員が評価項目について採点を行い、最高得点獲得者を最優秀者、次点の者を優秀者とする。ただし、同点により最高得点獲得者が 2 者以上あった場合には、以下の優先順位に従って、最優秀者を決定する。

- ① 最高点（同点を含む）を付けた審査委員数が多い者
- ② 最高点（単独）を付けた審査委員数が多い者
- ③ 見積書の見積額が低い者
- ④ くじ引き

(3) 提案内容の評価項目

提案書の提出者の評価項目は、次のとおりとする。

- ・経営の状況
- ・業務遂行力
- ・業務実績
- ・個人情報保護
- ・提案コンセプト（新富町独自の提案や今後を見据えた提案）
- ・各種業務の考え方
- ・人員配置の方針
- ・職員教育の考え方
- ・利用者の満足度向上への取組（利用者の要求に対するサービス提供や適切な運営方法等）
- ・委託業務の経費積算
- ・事業に取り組む意欲

8 契約の締結

- （１）新富町は、審査の結果、最も評価が高い者を業務委託の最優秀者とし、その者を優先交渉権者として契約締結交渉を行うものとする。
- （２）最優秀者が選定後において参加の資格要件を満たさなくなったと認められた場合、又は新富町と業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、次点である優秀者を優先交渉権者として契約締結交渉を行うことができるものとする。
- （３）新富町は、あらかじめ予定価格を設定し、優先交渉権者に見積書の提出を求め、開札の結果、予定価格を下回る場合において、契約締結交渉を行うことができるものとする。その際、１回目の開札で不落となった場合、再度、見積書の提出を求め開札を行うが、再度不落となった場合は失格とする。
- （４）新富町は、優先交渉権者と提案内容と新富町の意向について協議調整を行い、双方の合意が得られた場合において、業務に係る契約を締結する。

9 手続等

- （１）担当部署
新富町教育委員会 生涯学習課
住所：〒889-1403 宮崎県児湯郡新富町大字上富田 6 3 4 5 番地 5
電話：0983-32-7800 F A X：0983-33-5928
- （２）新富町総合交流センター図書館作業業務委託に係るプロポーザル説明書の交付
 - ①交付期間
令和 8 年 1 0 月 1 4 日（水）から 1 1 月 9 日（月）まで
（土曜日・日曜日・祝日を除く 9 時から 1 7 時まで）
 - ②交付場所及び交付方法
新富町教育委員会生涯学習課において直接交付するほか、新富町役場ホームページ上において掲載するものとする。なお、関係書類（本公告・資料作成要領・仕様書・図面）を直接交付希望する場合は、事前に生涯学習課（電話0983-32-7800）まで電話連絡すること。
ホームページアドレス：<http://www.town.shintomi.lg.jp/>
※生涯学習課で配布するのは紙媒体となる。
- （３）質問の受付期間、提出方法及びその回答方法
 - ①参加表明前質疑受付
各事業者の様式にて 1 0 月 2 3 日（金） 1 7 時まで質疑を受け付けることとする。なお、質問書を送信する事業者は、事前に生涯学習課に電話連絡してから F A X 送信すること。
回答については、1 0 月 2 6 日（月） 1 7 時までに各事業者へ F A X 送信する。
 - ②質疑受付の方法
本公告に関する質問のみ受け付け、様式 1 「質問書」を使用し、1 枚の質問書に複数項目を記載して差し支えないが、1 枚で不足する場合は様式 1 を複製し記入すること。

なお、質問書を送信する事業者は、事前に生涯学習課に電話連絡してからFAX送信すること。

③送付先

新富町教育委員会 生涯学習課

電 話：0983-32-7800

FAX：0983-33-5928

④受付期間及び回答方法

ア 受付期間

令和8年11月24日(火)9時から令和8年11月26日(木)17時まで

イ 回答期日

令和8年11月27日(金)17時まで

ウ 受付方法

様式1「質問書」に質問事項を記載し、生涯学習課宛てにFAXで提出するものとする。

また、送信時のFAX送信表には、「プロポーザル質問書(事業者名)」とし、FAXを送信した後、生涯学習課まで送信・受付確認の電話をすること。

なお、質問は、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

(4) 参加表明書の提出期限等について

ア 提出場所：新富町教育委員会 生涯学習課

イ 提出期間：令和8年10月27日(火)9時～11月9日(月)17時まで

ウ 提出書類

- ・様式1 「質問書」※質問等あれば提出
- ・様式2-1「参加表明書」
- ・様式2-2「会社の概要」
- ・様式2-3「公立図書館業務受託実績一覧」
- ・様式2-4「支店・営業所一覧」
- ・様式2-5「資本関係・人的関係調書」
- ・様式2-6「契約に関する委任状」※ 本社以外の契約など必要に応じて提出すること
- ・様式2-7「契約に用いる使用印鑑届」
- ・様式2-8「誓約書」
- ・様式2-9「役員等一覧」
- ・様式2-10「参加資格調書」
- ・その他(法人の登記簿謄本の原本、国納税証明書その3の3の写し、県税の納税証明書の写し、法人及び代表者の市区町村民税の完納証明書の写し、財務諸表(直近1か年分))

エ 提出方法：提出期限までに持参すること。

提出は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く日の、9時から17時までの間とする。なお、持参する際には事前に連絡し担当者と時間を調整すること。

(5) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、参加表明書を提出した全員に令和8年11月20日(金)に書面により通知するとともに、資格審査を通過した者には、提案書提出要請書を送付する。なお、審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

また第三者からの審査結果に関する問い合わせについても一切受け付けない。

(6) 提案書の提出期限等について

ア 提出場所：新富町教育委員会 生涯学習課

イ 提出期限：令和8年12月4日(金)17時まで

ウ 提出方法：提出期限までに持参すること。

ただし、休日を除く日の、9時から17時まで。

なお、提出にあたっては、事前に生涯学習課まで電話連絡すること。

(7) ヒアリングの実施

ア 実施日及び場所

令和8年12月18日（金）に新富町総合交流センターで実施する。

※時間や場所の詳細については、提案書提出要請書とともに通知する。

イ 出席できる者

自社の社員3名以内とする。これ以外の者で、1名のみ機器操作者の出席を認めるが、発言はできないものとする。

ウ ヒアリングの方法

- ・プレゼンテーションの持ち時間は20分以内とし、その他に質疑応答を10分程度設定する。
- ・参加者は提出した提案書に沿って説明を行うこと。なお、追加資料やパネルなどの持ちこみは禁止する。
- ・会場には、プロジェクター及びスクリーンは準備するが、パソコン、その他の機材等は各社で準備すること。
- ・ヒアリングについては非公開とする。

(8) 審査結果の通知

審査の結果は、提案書を提出した全員に令和9年1月15日（金）に通知する予定。

なお、審査結果に対する全ての問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

手続等の日程一覧

内 容	日 時
参加表明前質疑受付	令和8年10月23日（金） 17時まで
参加表明前質疑回答	令和8年10月26日（月） 17時まで
参加表明書の受付開始	令和8年10月27日（火） 9時
参加表明書の提出期日	令和8年11月 9日（月） 17時まで
資格審査の結果通知・提案書提出要請	令和8年11月20日（金）
質問の受付（有資格者のみ）	令和8年11月26日（木） 17時まで
質問の回答（有資格者のみ）	令和8年11月27日（金） 17時まで
提案書の提出期限	令和8年12月 4日（金） 17時まで
ヒアリング	令和8年12月18日（金）
結果通知	令和9年 1月15日（金） 予定

10 その他

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(2) 契約の保証

別紙「契約の保証について」を参照し選択すること。

(3) 請負代金の支払方法

委託料は月額払いとし、端数が生じた場合はその年度の末に含むこととする。

(4) プロポーザル参加に伴う費用

参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用の全ては、参加表明書及び提案書提出者の負担とする。また、提出された書類等は返却しないものとする。

(5) その他の注意事項

提案書作成のために新富町から受領した資料は、許可なく公表及び他の目的に使用することはできない。

(6) 提出した書類の閲覧

今回のプロポーザル方式による選定への応募者において、提出された書類を雑誌、広報紙、その他一般の閲覧に供する場合は、新富町長の承諾を得ること。